

文京区内のその空家、置いておくだけじゃもったいない！ 文京区の空家関連事業をご案内します

こんなお悩みの解決をお手伝いします

- 手間も費用もかかって、管理が大変 → 1 2 3 へ
- 手放すつもりはないが、使う予定がないので、有効活用したい → 1 へ
- 所有者が複数いて、どうしていいかわからない → 2 へ
- 建物が古いため取り壊したいが、費用がない → 3 へ

1

空家等利活用事業

空家の所有者さま、お持ちの空家を有効活用してみませんか？

区内にお持ちの空家等を利活用希望者とマッチングします。
マッチング成立後の空家等に必要な改修費用を200万円まで補助します。
※空家等を地域活性化施設として10年以上継続して利用する場合

管理がラクになった！

賃料が入るようになった！

2

空家等相談事業

空家等に関するお悩みに、専門家が個別にお応えします。

相談無料（日時は申請後に調整）

空家解消の糸口が見えた！

3

空家等対策事業

老朽化が進んだ空家等の除却費用を200万円まで補助します。

※区が跡地を無償で10年間借り受ける場合

跡地を区が管理してくれるから安心！

少ない自己負担で、
古い家が取り壊せた！

★各事業の詳細は次ページ以降

まずはお気軽にお問合せください

文京区都市計画部住環境課管理担当

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター18階北側

電話 03(5803)1374 FAX 03(5803)1376

※文京区WEBサイト (<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>) にて「空家等関連事業」で検索
正当な申請ではないことが判明したときは、補助金交付決定を取り消すことがあります。



1 空家等利活用事業

事業のながれ



1 空家等の登録

所有者からの申請で、利用可能な空家等を区の台帳に登録

2 空家等情報の公開

区及び不動産業界団体がホームページや広告に掲載

3 マッチング

所有者と利活用希望者とが合意に達したら、賃貸借契約を締結

4 改修費用補助

空家等を地域活性化施設として10年以上継続して利用する場合、改修費用を200万円まで補助

事業の対象となる空家等 * 次の全てに該当する空家等

区内の建築物であり、使用されていないもの及びこれに附属する工作物のうち、市場に流通していないもの

空家等及び土地の所有権登記がされているもの

空家等利活用台帳に登録されることについて、所有者及び権利者全員からの同意がなされているもの

昭和56年6月1日以降に着工したもの、建築基準法の地震に対する安全性に係る規定若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが証明されているもの又は空家等の改修工事に併せて耐震改修を実施するもの



事業の対象になる方 * 次の全てに該当する方

空家等の所有者又は所有者から委任を受けた者

空家等利活用事業の内容に同意すること

区長が必要と認めた場合に、区職員等が空家等に立ち入り、必要な調査を行うことに同意すること

住民税・固定資産税等を滞納していないこと

暴力団関係者ではないこと

国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体ではないこと

宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営む者でないこと(委任を受けた者に該当する場合を除く)

台帳登録申請



空家等の所有者又はその委任を受けた方から、空家等利活用台帳への登録を申請していただきます。申請の際は、文京区空家等利活用台帳登録申請書のほかに、以下の書類が必要となります。

- 1 位置図
- 2 直近の公図
- 3 直近の土地登記事項証明書
- 4 直近の建物登記事項証明書
- 5 直近の固定資産税納税証明書
- 6 確認済証及び検査済証の写し
- 7 委任状
(申請者が所有者から委任を受けた方である場合)
- 8 文京区空家等利活用台帳登録同意書
(権利関係が複数の場合)
- 9 その他区長が必要であると認めた書類

改修費用の補助 *補助の対象は、次の全てに該当する事業となります。

- 1 改修後の空家等を、営利を目的としない集会・交流施設、体験・学習施設その他の地域活性化に資すると区が認めた施設として利用するもの
 - 2 地域活性化施設としての利用を、10年以上、賃貸借契約に基づいて継続するもの
 - 3 改修の対象となる空家等が、建築基準法に適合する建築物であること
(改修工事完了後に同法に適合することとなる建築物を含む)
- 改修に要する工事費、設計費及び工事監理費が補助の対象となります。
ただし、他の助成制度を既に利用し、又は利用を予定している改修に要する費用は対象外となります。
 - 補助金の交付額は、補助対象経費と200万円を比較していずれか低い額となります。

補助金の申請

マッチングにより賃貸借契約の締結に至った空家等の利活用のために要する工事費等の補助は、空家等の賃借人又は賃貸人から申請していただきます。

申請の際は、文京区空家等利活用事業補助金交付申請書、文京区空家等利活用事業改修工事(変更)計画書及び文京区空家等利活用事業実施・変更計画書のほかに、以下の書類が必要となります。

- 1 工事見積書の写し
- 2 設計図の写し
- 3 空家等の賃借人である団体等の規約
その他の運営等に関する定めに関する書類
- 4 空家等の賃借人である団体等の事業に係る
前年度の会計報告書
- 5 空家等の賃借人である団体等の事業に係る
過去3年分の活動実績に関する書類
- 6 空家等の賃借人である団体等の
代表者本人であることを証明する書類

※3から6までの書類については、賃借人が団体等である場合に限りです。

2 空家等相談事業

事業の対象になる方

空家等の所有者、権利者、
又はそれぞれから委任を
受けた者



相談場所・日時

文京シビックセンター内の会議室において実施
日時は個別に調整(1回1時間程度)

相談員

弁護士、税理士、建築士、
宅地建物取引士及び司法
書士のいずれかの資格を
有する者

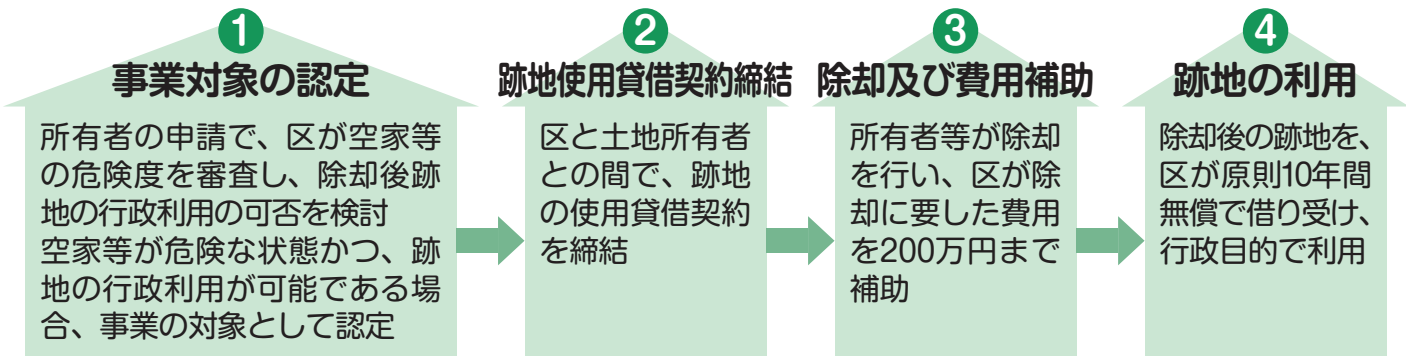


申込み

文京区空家等相談申請書を郵送又は持参
※年度内で3回まで利用可能

3 空家等対策事業

事業のながれ



- 区が危険度を調査した結果、継続して使用できると判断された空家等については、所有者の意向を確認し、地域課題に取り組むNPO等へ情報提供します。
- 申請された空家等が管理不全かどうかを審査する機関として「老朽家屋審査会」を、跡地の利用方法を検討するための機関として「老朽家屋除却跡地利用検討会」を設置します。

管理不全な空家等とは

老朽化、劣化又は台風、地震等の自然災害により、空家等の倒壊、崩落若しくは建築材の飛散又は空家等の敷地内に存する樹木の倒伏等が発生し、人の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれのある状態

不特定の者が容易に侵入することができ、犯罪又は火災を誘発するおそれのある状態

動植物、害虫等が繁殖し、周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態

空家等の老朽化、劣化等により、地域の良好な景観に悪影響を及ぼしている状態

事業の対象になる方 *次の全てに該当する方

- 空家等の所有者又は所有者から委任を受けた者
- 空家等対策事業の内容に同意すること
- 区長が必要であると認めた場合に、区職員が空家等に立ち入り、必要な調査を行うことに同意すること
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体ではないこと
- 暴力団関係者ではないこと
- 住民税、固定資産税等を滞納していないこと
- 宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営む者でないこと（委任を受けた者に該当する場合を除く）

手続方法

申請の際は、文京区空家等対策事業対象認定申請書のほかに、以下の書類が必要となります。



- 位置図
- 現況写真
- 直近の公図
- 直近の土地登記事項証明書
- 直近の建物登記事項証明書
- 直近の固定資産税納税証明書
- 除却工事費用の見積書
- 委任状（申請者が所有者から委任を受けた方である場合）
- 文京区空家等対策事業同意書（権利関係が複数の場合）
- その他区長が必要であると認めた書類

跡地活用実績

消火器具置場、憩いの広場

